

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和三十九年七月十六日三重県条例第七十五号)

最終改正:平成三〇年三月二二日三重県条例第三六号

改正内容:平成三〇年三月二二日三重県条例第三六号

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

昭和三十九年七月十六日三重県条例第七十五号

改正

- 昭和四一年一〇月七日三重県条例第四四号
- 昭和四四年一〇月七日三重県条例第四六号
- 昭和四五年七月三日三重県条例第二三号
- 昭和四七年一〇月六日三重県条例第四四号
- 昭和五一年三月二九日三重県条例第四二号
- 昭和五一年一月一七日三重県条例第五八号
- 昭和五九年三月二九日三重県条例第一七号
- 昭和五九年一月二七日三重県条例第四二号
- 昭和六一年六月二七日三重県条例第三七号
- 平成元年三月二九日三重県条例第二五号
- 平成四年九月三〇日三重県条例第三八号
- 平成五年一〇月五日三重県条例第二四号
- 平成七年七月五日三重県条例第三四号
- 平成一〇年一月二四日三重県条例第五五号
- 平成一二年三月二四日三重県条例第二二号
- 平成一三年三月二七日三重県条例第四〇号
- 平成一三年一月二五日三重県条例第七五号
- 平成一七年三月二八日三重県条例第三三号
- 平成一七年一月二七日三重県条例第一〇二号
- 平成一八年三月二八日三重県条例第四一号
- 平成一八年六月三〇日三重県条例第四八号
- 平成二二年一月二八日三重県条例第六六号
- 平成二八年三月二二日三重県条例第三二号
- 平成三〇年三月二二日三重県条例第三六号

風俗営業等取締法施行条例をここに公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

風俗営業等取締法施行条例(昭和三十一年三重県条例第四十九号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第二百二十二号。以下「法」という。)の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

第二条 削除

(風俗営業の許可に係る営業制限地域)

第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- 一 都市計画法(昭和三十二年法律第百号)第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
- 二 前号に規定するもののほか、学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の五に規定する病院若しくは診療所(患者を入院させるための施設を有しないものを除く。)(第九条において「病院等」という。)、図書館法(昭和三十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設又は都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項第一号に規定する公園のうち都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第二条第一項第一号に規定する都市公園であつて三重県公安委員会規則で定めるもの(第九条において「特定公園」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)から次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる営業ごとに、同表の下欄に掲げる距離以内の地域(別表第一に掲げる区域を除く。)

都市計画法第二章の規定により定められた商業地域に設ける営業所	法第二条第一項第一号から第四号までの営業	七十メートル
	法第二条第一項第五号の営業	五十メートル
その他の地域に設ける営業所	法第二条第一項第一号から第四号までの営業	百メートル
	法第二条第一項第五号の営業	七十メートル

2 祭礼、縁日その他臨時の催し等により三月以内の期間に限って営む法第二条第一項第四号又は第五号の営業及び列車等により常態として移動する風俗営業については、前項の規定は適用しない。

(習俗的行事その他の特別な事情のある日時)

第四条 法第十三条第一項第一号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る法第十三条第一項第一号の条例で定める地域及び同項の条例で定める時はそれぞれ当該各号に定める地域及び時とする。

- 一 一月一日 県内全域において午前六時
- 二 一月二日から同月十日まで及び十二月二十一日から同月三十一日まで 県内全域において午前一時
- 三 祭礼その他特別の行事の行われる日として三重県公安委員会規則で定める日 同規則で定める地域において同規則で定める時及びその他の地域であつて次条に掲げる地域に該当する地域において午前一時
(午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域)

第四条の二 法第二条第四項の接待飲食等営業につき、法第十三条第一項第二号に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日以外の日にあつては午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表第二に掲げる区域とし、同項の条例で定める時は、午前一時とする。

(風俗営業の営業時間の制限)

第五条 法第二条第一項第四号の営業(まあじやん屋を除く。)は、県内全域において、午前六時後午前九時までの間、これを営んではならない。ただし、第四条第一号に掲げる日にあつては、この限りでない。

2 法第二条第一項第四号及び第五号の営業は、第四条第三号の三重県公安委員会規則で定める日にあつては前条に掲げる地域(同規則で定める地域に該当する地域を除く。)において、午前零時から午前一時までの間、これを営んではならない。

(風俗営業等に係る騒音及び振動の規制数値)

第六条 法第十五条(法第三十一条の二十三及び法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域	五十五デシベル	四十デシベル	四十デシベル
商業地域	六十五デシベル	五十五デシベル	五十デシベル
その他の地域	六十デシベル	五十デシベル	四十五デシベル
備考	一 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」及び「商業地域」とは、都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。 二 「昼間」とは、午前六時後午後六時前の時間を、「夜間」とは、午後六時から翌日の午前零時前の時間を、「深夜」とは、午前零時から午前六時までの時間をいう。		

2 法第十五条(法第三十一条の二十三及び法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(風俗営業者の遵守事項)

第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 営業所において、店舗型性風俗特殊営業を営まないこと。
- 二 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- 三 営業の用に供する家屋又は施設において客を就寝させ、又は宿泊させないこと(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)による旅館業の施設と兼用する場合を除く。)
- 四 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- 五 法第二条第一項第四号の営業を営む風俗営業者(以下この条において「第四号営業者」という。)及び同項第五号の営業を営む風俗営業者は、営業に関し、賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は営業所で客にこれらの行為をさせないこと。
- 六 第四号営業者(まあじやん屋を除く。次号において同じ。)は、客に提供した賞品を買い取らせないこと。
- 七 第四号営業者は、営業所において客に飲酒をさせないこと。

(年少者の立入りの制限)

第八条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時以後午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業の距離制限の基準となる施設)

第九条 法第二十八条第一項の条例で定める施設は、病院等及び特定公園(別表第一に掲げる区域内にあるもの及び当該区域の周囲二百メートルの区域内にあるものを除く。)とする。

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第十条 店舗型性風俗特殊営業は、次の表の上欄に掲げる営業の区分ごとに、同表の下欄に掲げる区域又は地域においては、これを営んではならない。

営業の区分	区域又は地域
法第二条第六項第一号の営業及び同項第二号の営業	別表第三に掲げる区域
法第二条第六項第四号の営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第三条第二項各号のいずれかに該当する構造を有する個室を設ける同条第一項第二号に掲げる施設において営む営業に限る。）	別表第四に掲げる区域
法第二条第六項第三号の営業、同項第四号の営業（前項に該当する営業を除く。）及び同項第五号の営業	別表第一に掲げる区域以外の地域
法第二条第六項第六号の営業	県内全域

（店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限）

第十一条 法第二条第六項第一号の営業又は同項第二号の営業は、県内全域において、深夜（午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）これを営んではならない。

2 法第二条第六項第三号の営業又は同項第五号の営業は、別表第一に掲げる区域内においては午前一時から午前六時までの間、同表に掲げる区域以外の地域においては深夜、これを営んではならない。

（店舗型性風俗特殊営業の広告等の制限地域）

第十二条 法第二十八条第五項第一号口の条例で定める地域は、第十条の表を適用する。

（無店舗型性風俗特殊営業の広告等の制限地域）

第十三条 法第三十一条の三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口の条例で定める地域は、次の表の上欄に掲げる無店舗型性風俗特殊営業の営業の区分ごとに、同表の下欄に掲げる区域又は地域とする。

営業の区分	区域又は地域
法第二条第七項第一号の営業	別表第三に掲げる区域
法第二条第七項第二号の営業	別表第一に掲げる区域以外の地域

（受付所営業の距離制限の基準となる施設）

第十四条 法第三十一条の三第二項において適用する法第二十八条第一項の条例で定める施設は、第九条に規定する病院等及び特定公園とする。

（受付所営業の禁止地域）

第十五条 受付所営業は、別表第三に掲げる区域においては、これを営んではならない。

（受付所営業の営業時間の制限）

第十六条 受付所営業は、県内全域において、深夜これを営んではならない。

（映像送信型性風俗特殊営業の広告等の制限地域）

第十七条 法第三十一条の八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口の条例で定める地域は、別表第一に掲げる区域以外の地域とする。

（店舗型電話異性紹介営業の距離制限の基準となる施設）

第十八条 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第一項の条例で定める施設は、第九条に規定する病院等及び特定公園とする。

（店舗型電話異性紹介営業の禁止地域）

第十九条 店舗型電話異性紹介営業は、別表第三に掲げる区域においては、これを営んではならない。

（店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限）

第二十条 店舗型電話異性紹介営業は、県内全域において、深夜これを営んではならない。

（店舗型電話異性紹介営業の広告等の制限地域）

第二十一条 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口の条例で定める地域は、別表第三に掲げる区域とする。

（無店舗型電話異性紹介営業の広告等の制限地域）

第二十二条 法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口の条例で定める地域は、別表第三に掲げる区域とする。

（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域）

第二十三条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

- 一 別表第二に掲げる区域
- 二 第九条に規定する病院等及び児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち深夜において児童を入所（入院を含む。）させるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる距離の範囲外にある地域

都市計画法第二章の規定により定められた商業地域に設ける営業所	七十メートル
その他の地域に設ける営業所	百メートル

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）

第二十四条 特定遊興飲食店営業は、県内全域において、午前五時から午前六時までの時間においてその営業を営んではならない。ただし、第四条第一号に掲げる日にあつては、この限りでない。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第二十五条 第七条第一号、第二号、第四号及び第五号の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。この場合において、第七条第五号中「法第二条第一項第四号の営業を営む風俗営業者（以下この条において「第四号営業者」という。）及び同項第五号の営業を営む風俗営業者」とあるのは、「特定遊興飲食店営業者」と読み替えるものとする。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）

第二十六条 法第三十三条第一項に規定する酒類提供飲食店営業は、都市計画法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域においては、深夜これを営んではならない。

（風俗環境保全協議会を置く地域）

第二十七条 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、別表第二に掲げる区域とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和三十九年八月一日から施行する。

（経過規定）

2 この条例の施行の際現に改正前の風俗営業等取締法施行条例（以下「旧条例」という。）第一条に規定する営業の種別による許可を受けている者は、それぞれの業態に応じ、これに対応するこの条例第一条に規定する営業の種別による許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により、公安委員会に対してしている許可の申請その他の手続は、それぞれこの条例の各相当規定により公安委員会に対してした許可の申請その他の手続とみなす。

4 附則第二項の規定によりその営業の種別に変更を生ずることとなつた者は、この条例の施行の日から起算して六十日以内に許可証の書換えを受け、標識を改めなければならない。

5 この条例の施行の際現に存する風俗営業の営業所の構造についてこの条例に定める基準に適合しない部分がある場合においては、当該許可を受けた者が引き続き当該風俗営業を営んでいる間は、これを増築し、又は改築する場合を除き、当該部分に対しては、当該基準を適用しない。

6 この条例の施行の際現に存する旧条例の規定により作成した従業者名簿は、この条例の規定により作成した従業者名簿とみなす。

（三重県警察関係手数料条例の一部改正）

7 三重県警察関係手数料条例（昭和三十二年三重県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イを次のように改める。

イ 許可（更新の場合を除く。）手数料 千円

附 則（昭和四十一年十月七日三重県条例第四十四号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正）

2 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「昭和三十一年三重県条例第四十九号」を「(昭和三十九年三重県条例第七十五号)」に改める。

附 則（昭和四十四年十月七日三重県条例第四十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年七月三日三重県条例第二十三号）

この条例は、一志郡久居町を市とする処分の効力が生ずる日から施行する。ただし、第十条及び第十二条中「北牟婁郡長島町」を「北牟婁郡紀伊長島町」に改める部分は、昭和四十五年八月一日から施行する。

附 則（昭和四十七年十月六日三重県条例第四十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年三月二十九日三重県条例第四十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年十二月十七日三重県条例第五十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月二十九日三重県条例第十七号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に公安委員会が受理している風俗営業の許可の申請に係るものについては、改正後の風俗営業等取締法施行条例第十五条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年十二月二十七日三重県条例第四十二号）

1 この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

2 この条例の施行の際現に三重県公安委員会が受理している風俗営業の許可等の申請に係る手数料の納付時期は、改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第十三条第一項の規定にかかわらず、当該許可証等の交付時とする。

附 則（昭和六十一年六月二十七日三重県条例第三十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二十九日三重県条例第二十五号）

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成四年九月三十日三重県条例第三十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年十月五日三重県条例第二十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年七月五日三重県条例第三十四号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、平成八年六月二十四日（その日前に改正法第一条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項（同法第二十二條第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日）までの間は、（中略）第三条の規定による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第三条第一項第一号、第六条第一項及び第十二条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成十年十二月二十四日三重県条例第五十五号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日三重県条例第二十二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第四十号）

この条例は、医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十三年十二月二十五日三重県条例第七十五号）

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十八日三重県条例第三十三号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十二月二十七日三重県条例第百二号）

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日三重県条例第四十一号）

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則（平成十八年六月三十日三重県条例第四十八号）

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二十二年十二月二十八日三重県条例第六十六号）

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十二日三重県条例第三十二号）

1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 平成二十八年三月二十三日からこの条例の施行の日前に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）附則第二条第一項に規定する申請がなされた場合においては、この条例による改正後の三重県警察関係手数料条例第二条第一項第十八号、別表第一の十八の項及び同表備考八の例により、手数料を徴収する。

附 則（平成三十年三月二十二日三重県条例第三十六号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第一（第三条、第九条―第十三条、第十七条関係）

- | | |
|---|--|
| 一 | 桑名市駅元町、参宮通（一般国道一号の西側で市道駅元町一号線の南側の区域に限る。）、有楽町、桑栄町（市道桑名駅前線の西側の区域を除く。）、大字桑名字十二番、寿町一丁目及び寿町二丁目（市道桑名駅前線の西側の区域を除く。）の区域 |
| 二 | 四日市市西新地（市道西新地久保田線の北側及び東側の区域を除く。）及び諏訪栄町の区域 |
| 三 | 津市大門（市道東丸之内相生町線の東側の区域、市道大門第四号線の南側及び西側の区域並びに市道東丸之内北町線の西側の区域のうち市道中央大門線の南側の区域を除く。）の区域 |
| 四 | 松阪市愛宕町四丁目、愛宕町（市道塚本春日線の北側及び東側の区域を除く。）、愛宕町三丁目、愛宕町一丁目（市道乙四号線の南側及び西側の区域並びに一般国道四十二号の西側の区域を除く。）及び愛宕町二丁目（市道乙四号線の南側の区域を除く。）の区域 |
| 五 | 伊勢市大世古二丁目（市道八日市場高向線の西側の区域を除く。）及び一之木二丁目（東海旅客鉄道株式会社参宮線の北側の区域を除く。）の区域 |

備考 この表に掲げる区域は、平成十八年一月一日における行政区画その他の区域又は道路によつて表示されたものとする。

別表第二（第四条、第四条の二、第五条、第二十三条、第二十七条関係）

- 一 四日市市西新地（市道西新地久保田線から北側及び東側の区域を除く。）、諏訪栄町及び西浦一丁目（市道西新地久保田線の区域を除く。）の区域
- 二 津市大門の区域
- 三 松阪市愛宕町四丁目、愛宕町（市道塚本春日線から北側及び東側の区域を除く。）、愛宕町三丁目、愛宕町一丁目（市道乙四号線の南側で市道乙三号線の東側の区域及び市道天神横通り線から南側の区域を除く。）、愛宕町二丁目（市道甲一号線及び県道伊勢松阪線から南側を除く。）、宮町（市道塚本春日線の南側及び西側の区域に限る。）、京町（市道塚本春日線の南側で市道薬師道一号線の東側の区域に限る。）、平生町及び五十鈴町の区域
- 四 伊勢市一之木二丁目（東海旅客鉄道株式会社参宮線から北側及び県道鳥羽松阪線の区域を除く。）、大世古二丁目（県道鳥羽松阪線の区域を除く。）、曾~~下~~二丁目（東海旅客鉄道株式会社参宮線から北側及び県道鳥羽松阪線の区域を除く。）及び宮町二丁目（東海旅客鉄道株式会社参宮線から北側、県道伊勢松阪線から西側及び県道鳥羽松阪線の区域を除く。）の区域

備考 別表第一の備考は、この表に準用する。

別表第三（第十条、第十二条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十一条、第二十二条関係）

桑名市の区域

いなべ市の区域

四日市市の区域のうち、諏訪栄町八番、九番、十二番及び十三番の街区並びに西新地四番、五番及び六番の街区以外の区域

亀山市の区域

鈴鹿市の区域

津市の区域のうち、大門十八番及び二十四番の街区（市道大門観音橋線と市道大門海岸町第二号線の交差点の中心から市道大門海岸町第二号線の中心線を東方に四十メートルの地点と市道大門観音橋線と市道中央乙部線の交差点の中心から市道中央乙部線の中心線を東方に三十七メートルの地点を直線で結んだ線の東側の区域を除く。）以外の区域

松阪市の区域

伊勢市の区域

鳥羽市の区域

志摩市の区域

尾鷲市の区域

熊野市の区域

伊賀市の区域

名張市の区域

郡の区域

備考 別表第一の備考は、この表に準用する。

別表第四（第十条、第十二条関係）

一	桑名市の区域
二	いなべ市の区域
三	四日市市の区域
四	亀山市の区域
五	鈴鹿市の区域
六	津市の区域
七	松阪市の区域
八	伊勢市の区域
九	鳥羽市の区域
十	志摩市の区域
十一	尾鷲市の区域
十二	熊野市の区域のうち、紀和町赤木、紀和町板屋、紀和町大栗須、紀和町大河内、紀和町木津呂、紀和町花井、紀和町小川口、紀和町小栗須、紀和町小船、紀和町小森、紀和町長尾、紀和町平谷、紀和町丸山、紀和町矢ノ川、紀和町湯ノ口、紀和町楊枝、紀和町楊枝川及び紀和町和気の区域（吉野熊野国立公園の区域、一般国道三百十一号両側千メートル以内の区域及び県道熊野矢ノ川線の両側五百メートル以内の区域を除く。）以外の区域
十三	伊賀市の区域
十四	名張市の区域
十五	桑名郡の区域
十六	員弁郡の区域
十七	三重郡の区域
十八	多気郡の区域
十九	度会郡の区域のうち、同郡度会町（県道伊勢南島線の両側千メートル以内の区域、県道伊勢大宮線の北側の区域、同県道の南側千メートル以内の区域並びに県道度会南勢線及び町道注連指線の両側五百メートル以内の区域を除く。）以外の区域
二十	北牟婁郡の区域
二十一	南牟婁郡の区域

備考 別表第一の備考は、この表に準用する。